

○適正な職務執行により第三者に損失を与えた場合の見舞金支給要綱

平成13年9月6日

埼例規第87号・監

警察本部長

適正な職務執行により第三者に損失を与えた場合の見舞金支給要綱の制定について

(例規通達)

この度、各種の警察事象を取り扱う警察職員の適正な職務執行に伴い生じた第三者の被る損失を適切に補償し、県民の職務執行に対する理解と協力の確保を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成13年9月6日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

別添

適正な職務執行により第三者に損失を与えた場合の見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が適正な職務執行により第三者に損失を与えた場合における見舞金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する埼玉県警察の職員をいう。
- (2) 被疑者等 被疑者、違反者及び被保護者をいう。
- (3) 第三者 職員及び被疑者等以外の者をいう。ただし、職員が被疑者等に損失を与えた場合で、当該損失について、被疑者等の責めに帰すべき事由がないときは、当該被疑者等を第三者とみなす。
- (4) 適正な職務執行 損失を与えた職務執行に係る職員のいずれもが、当該職務執行に関して、埼玉県警察職員懲戒等取扱規程（昭和54年埼玉県警察本部訓令第15号）に基づく懲戒処分、訓戒及び注意を受けていない場合における当該職員による職務執行をいう。

一部改正〔平成16年第346号〕

(見舞金の支給要件)

第3条 見舞金は、職員の職務執行により第三者に損失を与えた場合で、次の各号すべてに該当したときに支給するものとする。

- (1) 損失を与えた職務執行について、合理的な理由及び必要性があり、損失の程度も相当な範囲で、かつ、適正な職務執行であると認められること。
- (2) 当該職務執行に対して、損失を受けた第三者が正当な職務執行であると容認していること。
- (3) 第三者から損害賠償の請求がないこと。
- (4) 他の法令等により損失が補てんされるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、損失の発生について、第三者の責めに帰すべき事由があるときその他見舞金を支給することが妥当でないと認められるときは、見舞金を支給しない。

一部改正〔平成14年第1226号・16年第346号〕

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、財産的損失又は非財産的損失の状況その他の要素を勘案して算定する。

(発生報告)

第5条 所属長は、第3条に規定する見舞金の支給要件に該当する事案の発生を認知したときは、損失見舞金支給上申書（別記様式第1号）に損失状況の写真等関係資料を添付し、速やかに警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）を経て本部長に報告するものとする。

(監察官室長による調査等)

第6条 監察官室長は、前条の報告に基づき、当該事案に関係する職員等に対する事情聴取等により職務執行の状況、損失の程度等を調査し、事実関係を把握するものとする。

2 監察官室長は、前項の調査結果に基づき、総務部財務局会計課長その他監察官室長が必要と認める所属長と見舞金支給の要否について協議し、その結果を本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成19年第2537号〕

(見舞金の決定等)

第7条 本部長は、前条の報告に基づき、見舞金支給の要否及び見舞金の額を決定するとともに、損失見舞金支給決定通知書（別記様式第2号）により当該所属長に通知するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 前条により見舞金の支給を決定したときは、総務部財務局会計課長は、速やかに所定の手続により、損失を受けた第三者に見舞金を支給するものとする。

一部改正〔平成19年第2537号〕

(求償権の行使)

第9条 本部長は、見舞金を支給した場合において必要と認めるときは、事案の原因者たる被疑者等に対し、見舞金に相当する金額を求償することができる。

(返還請求)

第10条 本部長は、見舞金を支給した後において、当該損失に対し、第三者が民法（明治29年法律第89号）その他の法令に基づく損害賠償等を受けたときは、当該見舞金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(私人による行為により第三者に損失を与えた場合の特例)

第11条 職員以外の者による現行犯逮捕、緊急避難等法令に根拠のある行為（以下「私人による行為」という。）により第三者に損失を与えた場合で、当該私人による行為が適正であると認められるときは、当該私人による行為をこの要綱における職員の適正な職務執行とみなし、この要綱に従い見舞金を支給することができる。

追加〔平成14年第1226号〕

実施日

この例規通達は、平成13年9月6日から実施する。

実施日（平成14年12月10日監第1226号）

この通達は、平成14年12月10日から実施する。

実施日（平成16年4月6日監第346号）

この通達は、平成16年4月6日から実施する。

実施日（平成19年9月25日務第2537号）

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

【別記様式省略】